

全国音楽療法士養成協議会「第9回総会」議事報告

1. 日 時 平成20年5月12日（月）午後3時～午後4時30分
2. 会 場 私学会館（アルカディア市ヶ谷）5階会議室
3. 出席者 辻昭子氏（青森明の星短大）、金子泰三氏（郡山女子大学短大部）、須賀淳氏（宇都宮短大）、藤本禮子氏（創造学園大学）、村井満恵氏（聖徳大学）、星野悦子氏（上野学園大学短大部）、中山晶世氏（上野学園大学短大部）、山本伸晴氏（常葉学園短大）、高瀬健一郎氏（常葉学園短大）、禿正宣氏（仁愛女子短大）、大熊紀子氏（大垣女子短大）、松田英毅氏（作陽短大）、日高好一氏（中国短大）、三川美幸氏（中国短大）、坂田正二氏（広島文化短大）、小笠原道雄氏（広島文化短大）、田中照通氏（山口芸術短大）、桐野豊氏（徳島文理大学・同短大部）、鎌田毅氏（徳島文理大学・同短大部）、坂井克己氏（福岡女子短大）、井上幸一氏（福岡女子短大）、出田敬三氏（平成音楽大学）、山下忍氏（宮崎女子短大）、久保禎氏（鹿児島国際大学短大部）各会員校代表

出席者総数【18校・24名】

議事に先立ち、平成20年度より新会員校となった作陽短期大学の紹介があった。

議事概要

1 平成19年度の事業報告について

事務局より、平成19年度に行った本協議会の理事会・委員会等の活動状況について報告に併せて、本協議会、日本音楽療法学会、岐阜県、兵庫県各代表の4団体を構成メンバーとする『音楽療法推進懇談会』の5回に亘る検討内容の報告があって、これを了承した。

2 平成19年度の決算報告について

事務局より、「平成19年度の収入合計は27,689,177円。また、支出合計は16,019,526円となっている。従って、差し引き残高は11,669,651円となった。この残高は次年度予算へ繰り越すことにしている。」旨決算報告。ついで、佶監事より、「過日、決算及び業務について監査したが、業務及び決算が適正に行われていることを確認した。」旨報告があった後、平成19年度の決算報告について承認された。

3 本協議会規約の一部改正（案）について

事務局より、「本協議会の規約は、平成11年度に制定したが、当時は、音楽療法の定義も定かではなく、目的文も当時の音楽療法を取り巻く社会情勢に合わせて抽象的な表現としていたが、昨年、本協議会でも音楽療法士の専門的能力（指針）を作成したこともあって、ここに来て、漸く音楽療法士の専門性も確立しつつあるような状況になってきた。そこで、規約の目的文においても、音楽療法士の専門性を打ち出すような文言に変えてはどうかとのことで、総会に先立ち開催された理事会に諮ったところ、規約『目的文』の改正については、本協議会の根幹に係る事柄なので、もう少し慎重に審議をした上で提案する必要があるとの意見が出され、その審議機関としては、音楽教育・音楽療法充実向上委員会とすることとなった。従って、目的文の改正（案）については、同委員会における結論を得た後、理事会の議を経て、平成21年度の総会において再度提案することとなったので、今回は、改正案を取り下げることとなった。」旨報告。了承された。

4 平成20年度の事業計画（案）について

事務局より、「平成20年度の事業計画（案）の『最重要課題』では、①大学・短期大学等への音楽療法の普及並びに加盟校数の拡大、②音楽教育・音楽療法教育の充実向上に関する研究及び教職員の研修、③音楽療法士1種、2種の養成カリキュラムについての研究、④音楽療法推進議員連盟への協力（音楽療法士の国家資格化への推進）、の4項目を掲げることとなった。」旨報告。協議の結果、了承された。

5 平成20年度の予算（案）について

事務局より、「平成20年度の予算案としては、『収入の部』が、①会費収入3,810,000円（12万円減）、②称号認定料収入8,400,000円（60万円減）、これに、③前年度繰入金12,768,000円等を計上して、総収入額合計24,437,651円（4,536,416円減）を計上した。

また、『支出の部』としては、①事業費1,444,000円（38,6万円減）、②管理費1,100,000円（6万円増）、③事務経費14,310,000円（24万円増）を計上して、支出合計を16,854,000円（86万円減）の予算案をたてた。本年度も認定称号取得者数の減少に伴う緊縮型の予算案となっている。」旨報告。協議の結果、原案通り承認された。

6 大学及び短期大学において音楽療法士（1種、2種）養成の課程を置く場合の審査基準の一部改正（案）について

事務局より「平成12年度に、『大学及び短期大学において音楽療法士（1種、2種）養成の課程を置く場合の審査基準』を制定したが、その中の『教員組織の審査』では、音楽療法士の養成所として開設する場合、“開設年度”までに音楽療法を担当する専任教員を1名以上置く必要があるとしていた。今回、規制緩和の観点から、これを“完成年度”までに専任教員を1名以上置くものとする改正案にしている。改正理由としては、大学全入時代にあって、開設年度までに専任教員を1名以上置く必要があるとなると、新たに音楽療法士を養成しようとする開設校にとって、学生が集まらないこともあり得るので、リスクが大きいこととなり、音楽療法士の養成をあきらめる学校も出てくる。これでは事業計画にある『音楽療法の普及並びに加盟校数の拡大』に水を差す結果となるので改正することとなった。」旨報告。協議の結果、異議なく承認された。

7 音楽等学科設置短期大学『理事長・学長懇談会』の議事内容について

はじめに、平成20年度の音楽等学科設置短期大学 理事長・学長懇談会の幹事校である福岡女子短期大学の坂井学長より、「昨年5月に開催した同懇談会において、音楽等学科設置短期大学 理事長・学長懇談会の解散についての是非が話し合われたが、当日の欠席校もあることから、全加盟校に対してアンケートを実施した上で一定の結論を出すこととなっていた。そこで本総会に先立ち開催された同懇談会において、アンケート集計結果、即ち、『理事長・学長懇談会を解散して、残余金は音楽療法士養成協議会に寄付し有効に活用してもらおうとの回答 84%』に基づいて協議した結果、全出席校の賛成を得て、本年度を以って理事長・学長懇談会を解散し、残余金は音楽療法士養成協議会に寄付することとなった。但し、本日の欠席校で『残余金を均等に精算する』と回答した短大には、意見を聞けないので均等に精算し、残りの残余金については、養成協議会に寄付することとなった。」旨報告。ついで本協議会の坂田会長から謝辞が述べられた。

以上 午後4時終了。